

しるべ通信

第14号(2017年盛夏号)

しるべ総合法律事務所 平成29年7月27日発行
460-0002 名古屋市中区丸の内3-7-27

ご 挨拶

しるべ通信14号をお届けいたします。

今月は九州北部豪雨災害で局地的に大きな被害が発生しましたが、直後に当地でも集中豪雨による河川の大規模な氾濫などの被害を生じました。被害を受けた皆様には心よりお見舞い申し上げますとともに早急な復興を祈念いたします。

今月の初めには東京都議会議員選挙がありましたが、予想を上回る自民党の敗退に日本中が驚きました。小池都知事人気と公明党が都民ファーストと提携したことから自民党の劣勢は予想されていましたが、自民党支持者までが自民党候補に投票しなかったという結果が出ました。このことは、最近の世論調査による内閣支持率の下落と無関係ではないような気がします。都議選は豊洲市場問題など都政独自の問題も影響してはいるでしょうが、安倍内閣に対する嫌悪感が顕現したからではないかと思われるのです。民主主義の根幹を忘れたかのような昨今の言動に都民がノーを突き付けたというのが実相であったと思います。安倍首相にいくらか反省らしい態度が見られますが今後の姿勢の変化を見守りたいと思います。

いよいよ花火の季節です。行き詰まり感のある政治の夜空に鮮やかな花火の輝きが見られることを期待したいと思います。

(弁護士・相羽洋一)



(<http://freephoto.bizutart.com/2013/06/17/%e8%8a%b1%e7%81%ab231/>)

法窓漫筆

あなたの年はおいくつ？

弁護士 宮 本 増

ご婦人に年齢を尋ねるものではないとはよく言われることですが、高齢になってみると男性でも人に年齢を聞かれるのはあまり愉快ではありません。健康でよくこの年齢まできたことを誇りにしている人はそうでもないかもしれませんが、べんべんとして馬齢を重ねてきただけとの思いの強い私はできれば年齢のことは放っておいてほしいというのが願いです。

ただ、今日の話はそうした高齢者心理のことではなく、年齢の数え方など年齢を巡る法律はどうなっているのかという話題です。現在、日本人の年齢は「満」で数えることになっていますが、昔はいわゆる「数え」でした。生まれた途端に1才となり正月を迎えると一つ増えて2才になるというもので、この数え方で8才になると小学校へ入学となりました。しかし、これでは生後数日で2才になることもあって不自然であるということで満年齢方式による数え方に変ったようで、その法律が昭和24年施行の「年齢のとなえ方に関する法律」です。お陰で日本人は均しく1才若返ることになりました。反面、最初の誕生日までの赤児は0才となり、折角この世に生を受けたのに年齢もないとはと昔の人が忌み嫌った事態が生じることになり、また、少しでも年齢を重ねて長生きしたいという願望に少々水を差すことになってしまいました。そう言えばお葬式では今でも「数え」ですね。

もっとも、この法律はその法律名にあるようにあくまでも年齢のとなえ方に関するもので、厳密に言うと、遙かに遡る明治35年の「年齢計算ニ関スル法律」で年齢は出生の日から起算すると定めていました。これに従えば法律の上では昭和24年以前から満計算が建前だったのです。このことは「となえ方法」が「国民は、年齢を数え年で言い表す従来のならわしを改めて、前記明治35年法律の規定によって算定した年数で言い表すのを常とするように心がけねばならない」とあることから明らかです。

さて、こうなりますと、生まれた当日で生後1日となりますから、誕生日の前日の午後12時の経過をもって満1才となり、この後も同様に誕生日前日の経過をもって年齢を重ねて行くわけで、誕生日を迎えて一つ年が増えるというわけではありません。私は7月20日生まれです。前日の19日が公務員として最後の出勤日となって定年を迎えました。企業では60才になった日に定年とするとか、年度末の3月31日を定年にするとかを就業規則で定めているのが普通ですが、もし、60才になった日と定めているようでしたら、厳密には誕生日前日の午後12時をもって定年ということでしょう。テレビドラマで誕生日当日に最後の出勤をして女性社員から花束を贈られて会社の玄関を出るというシーンを見ることがありますが、それはそれでその会社の労働慣行であると解釈すれば、間違ったことではないと思います。

ところで、馬齢を重ねたことを自認したついでに馬の年齢について一言すると、何時の頃からか我が国の競走馬の年齢も満読みになったようです。人間にならったというより欧米にならったのでしょうが、以前は明け4歳馬のダービーと言っていたのですが、現在のダービーは3才馬です。もっとも厳密にその誕生日の前日をもって1才加齢しているわけではなく、1月1日をもって一斉に加齢するようです。ただ、馬についても法律で馬齢の数え方が決まっているとは寡聞にして聞いてはおりませんし、人間の世界でこの「馬齢」が何故か馬族に対しては甚だ失礼な謙譲語として用いられるようになった経緯も承知していません。

知的財産一口メモ (11)

特許権侵害についての警告書

弁護士・弁理士 相 羽 洋 一

1 特許権を侵害されたときの警告書

自己の特許権に基づく製品を製造販売をしている特許権者が、その特許権を侵害すると思われる製品が製造販売されていることを知ったとき、侵害者に対して「自社が特許権を有しており、侵害者製品の製造販売はこれを侵害しているので直ちにその製造販売をやめてほしい。やめなければ訴を提起する。」などという警告書を発送することは一般に行われています。侵害者が製品の製造販売をやめない場合、特許権者は、侵害者製品を仕入れて販売している取引先の販売業者に対し、その仕入をやめさせるために「自社が特許権を有しており、侵害者製品がこれを侵害しているので直ちに侵害者製品の仕入販売をやめてほしい。」という警告文書を送付することもあります。

しかしながら、後者の取引先に対する警告文書は場合によって不正競争防止法の営業誹謗行為に当る違法行為になる可能性がありますので注意を要します。同法2条1項は不正競争行為を列挙していますがその15号（平成27年改正前は14号でした。）に「競争関係にある他人の営業上の信用を害する虚偽の事実を告知し、又は流布する行為」と定められています。これが営業誹謗行為と呼ばれるものです。自社に特許権があり、侵害者がこれを侵害する製品を製造販売しているという事実は、もし特許権が無効であったり、侵害者製品が自社の特許権を侵害していないということになれば虚偽の事実となりますし、それは同時に侵害者の信用を害することにもなるので、営業誹謗行為になってしまうからです。もっとも、取引先と異なり侵害者に対する直接の警告は、侵害者の外部からの評価である信用を害することにならないので、営業誹謗行為に当たりません。

2 取引先への警告書の営業誹謗行為該当性

特許権侵害者に対する警告書に応じないで侵害製品の製造販売を続けると、特許権者はやむをえず侵害者を被告として特許権侵害の差止めや損害賠償を請求する訴訟を起こします。これに対して被告は特許権侵害はしていないとか特許権が無効であると対抗します。その結果場合によっては被告の主張どおり特許権が無効とされたり、被告製品が特許権を侵害していないということが確定することがあります。警告書送付時点では特許権が無効であったわけではなく、被告製品が特許権を侵害しないことが明らかであったわけでもないのですが、事後に特許権の無効や特許権を侵害しないことが確定したときは、警告書に記載の、特許権を有するとか被告製品が自社の特許権を侵害するとかいうことは虚偽の事実に当るとというのがこれまでの裁判例です。営業誹謗行為となると警告書送付の差止めや損害賠償の請求を受けることになってしまいます。取引先への警告書の送付は、万一その後に侵害者に対する訴訟で負けたり特許権が無効になってしまうと営業誹謗行為としての責任が生じるという危険を抱えているということになりますから、差し控えるのが好ましいといえましょう。なお、虚偽事実の告知の方法は、警告書などの文書に限らず、口頭でもよく、広告等も含まれるので注意を要します。

とはいっても、取引先等に対する警告が、事後的に虚偽の事実の告知とされれば常に営業誹謗行為となるのでは、権利者の正当な権利行使を萎縮させてしまうことになりかねません。最近の裁判例でも、告知に至る経緯、警告の相手先の数・範囲、配布先の事業内容・事業規模、侵害者との取引態様、告知後の対応など諸般の事情を総合して違法性を判断すべきだとして、営業誹謗行為に外としないと判断したものがあることを付記しておきます。

相続問答あれこれ (12)

遺産の分割というのはどのようにするか(4)

弁護士 鷲 見 弘

Q 1 私の知り合いで、父親の遺産の幾つかある土地のうちの1筆について、相続人の1人である長男が、これは自分が金を出して買ったものだから名義は父親になっているが実際には自分の物だと言い張るので、分割協議が出来ないと言って困っている人がいますがどうしたものでしょうね。

A それは家庭裁判所へ遺産分割の調停の申立をして、調停が出来なければ裁判官に審判で決めてもらうとよいでしょう。

Q 2 そうすると、長男が自分の物だと言い張っている土地が、果たして父親の物かまたは長男の物かということも、話し合いがつかなければ家庭裁判所の裁判官が審判で決めてくれるのですか。

A 本来は、問題の土地の所有権がどちらにあるかを決めるのは民事訴訟という裁判の手続で、家庭裁判所とは別の裁判所の裁判官が行うべきことです。この、民事訴訟によって最終的に決まった判決の効力を既判力といいます。しかし、家庭裁判所で、先ず調停で当事者間において話し合いがつけば、それはその時点で争いがなくなり最終的な解決になります。また調停が成立せず、審判でその点を含めて結論を出すことも最高裁は一応有効と認めています。ただし、審判には先ほど申し上げた既判力はありませんから、審判で所有権が認められなかった当事者はこれを不服として、別に民事訴訟を提起して、審判の前提となった権利関係についての家庭裁判所の審判を争うことができます。

Q 3 へえー、それなら最初から民事訴訟を起こして、民事裁判で決めて貰ってから、それを基にして分割協議をすればいいんじゃないありませんか。

A 理屈はそのとおりですが、できるだけ円満な解決を図るために、まず調停を申し立てることが望ましいでしょうし、たとえ調停が成立しなくても、調停に関与して当事者にも接し事情もよく判った裁判官が下した判断に基づいてなされた審判が、事実上実態に近いものとして、双方の当事者に受け入れられる可能性が高いであろうことを思えば、まずはその判断を尊重して解決を図ることも意味があるとは思いますが。

Q 4 なるほど、多くの場合解決もその方が早いでしょうからね。

ところで、遺言で遺産の分割を一定期間禁止することができると聞きましたが。

A はい、民法908条で、被相続人は遺言によって、相続開始の時から5年を超えない期間を定めて遺産の分割を禁止することができると定められています。分割禁止は遺産の全部についても一部についてもよいと解されています。5年を超える分割禁止がされているときは、5年間の限りで有効ということになります。

Q 5 分割を禁止するのは、被相続人の遺言がある場合だけですか。

A いいえ、直ちに分割しない方が共同相続人全体にとって利益になるという特別な事情があれば協議によって分割を一定期間禁止することもできると解されていますし、申立により家庭裁判所が審判で禁止することもできます。その場合も5年間の上限となりますが。

Q 6 分割禁止期間内に事情が変わった場合に禁止を解除する方法はありますか。

A いい質問ですね。まず審判で分割禁止した場合には、明文で「家庭裁判所は、事情の変更があるときは、相続人の申立てにより、いつでも、遺産の分割の禁止の審判を取り消し、又は変更する審判をすることができる。」(家事事件手続法197条)と定められています。また、共同相続人間の協議による場合も、新しく協議することによって解除することは可能ですし、もし意見が一致せず協議ができなければ審判で解除を求めることも可能と思われます。被相続人が遺言で分割禁止したものであるときは問題ですが、遺言者が予見できなかったような著しい事情変更があり、むしろ解除する方が遺言者の意思にかなうと思われるような場合には、共同相続人の請求により審判で解除できるものと思われます。ただしこれを認めた明文の、法律上の規定はありません。

Q 7 例えばどんな場合が考えられるでしょうか。

A そうですね、ある本には、被相続人の主な遺産が貸し家であり、今後の妻の生活が殆どその賃料収入に依存することになる場合に、遺言で5年間の分割禁止をしたところ、その妻も1年後に亡くなった場合が例として挙げられていました。

【参考】

遺産に関する法定遺言事項（遺言書によって遺言としての法的効力が生ずる事項）

- 1 相続分の指定（民法902条）
 - 2 特別受益者の持ち戻しの免除（民法903条3項）
 - 3 分割方法の指定及び分割の禁止（民法908条）
 - 4 相続人の担保責任の指定（民法914条）
 - 5 遺贈（民法964条）
 - 6 負担付遺贈の付随事項（民法1002条、1003条）
 - 7 遺言執行者の指定等（民法1006条、1016条、1017条、1018条）
 - 8 遺言の撤回（民法1022条）
 - 9 遺留分減殺方法の指定（民法1034条）
 - 10 一般社団法人・財団法人の設立、財産の拠出（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律152条2項、157条）
 - 11 生命保険受取人の変更（保険法44条）
 - 12 信託（信託法3条2項）
- なお、祭祀主宰者の指定（民法989条2項）

魚を食べ続けることは…？

弁護士 成 瀬 玲

- 1 今、当然のように食べることができている魚。この魚は、私達の子供や孫達も、私達と同様に食べ続けることができるのでしょうか。近年、イカや鮭の記録的不漁のニュースが報じられていますし、また、ウナギについては、稚魚（シラスウナギ）の長引く不漁により、以前よりも随分と値段が上がってしまっています。

私は、2年程前より、水産卸売業の企業において、社外監査役を務めさせて頂いております。このように水産関係の仕事をさせて頂くと、やはり、魚に関するニュースは気になるのですが、最近のニュースとして目に付くのは、上記のような「魚が獲れなくなった」というものが大半です。

- 2 では、日本では、実際に魚が獲れなくなっているのでしょうか。水産白書によれば、日本の漁業・養殖業の国内生産量は、昭和59年がピークで1282万トンでしたが、平成27年には469万トンまで減少しており、実にピーク時の4割弱まで減少しています（水産白書はインターネットでも公開されていますので、ご覧頂ければと思います。）。このように、データ上からも、日本の漁業の国内生産量が減少していることは、はっきりとしています。

では、日本において、何故魚が獲れなくなってきたのでしょうか。その原因としては、①地球温暖化説や②中国・韓国船乱獲説、③クジラ食害説（世界中でクジラが増えて魚を食べてしまっているというもの）等、様々な説があるようですが、やはり広くて深い海の中のことなので、どの説が正しいのか、はっきりしないようです。

- 3 とはいっても、原因がはっきりしないから対策をしないというわけにもいかず、日本では平成8年からサンマ等の7つの魚種については、年間の漁獲可能量（TAC）を設定して漁獲量を管理する制度（TAC制度）が実施されています。

このTAC制度には複数の種類があり、①TACを漁業者又は漁船ごとに配分するもの（個別割当方式、IQ方式）、②IQ方式の発展型で、IQ方式のうち、配分された該当量を他の漁業者にも譲渡できるもの（譲渡可能個別割当方式、ITQ方式）、③自由競争の中で漁獲を認め、漁獲量がTACに達した時点で魚を獲るのを停止させる方式（オリンピック方式）の3種類があります。

このうち、日本においては、一部の例外を除いて、③のオリンピック方式が採用されています。もっとも、イギリスやスペインではIQ方式が、ノルウェー、ニュージーランド、オーストラリアではITQ方式が採用されており、オリンピック方式を採用している国は少数派のようです。というのも、このオリンピック方式は、この名前からも分かるようにみんな一斉にヨーイドンで漁を開始し、全体の漁獲量が漁獲枠に達したら終了するというものであることから、利益を上げる為には他の漁師（競争相手）よりも早く、沢山の魚を獲ることが必要になります。要は、早獲り競争に勝つことが必要となるのです。そのため、漁業者は、早獲り競争に勝つた

めの設備投資の競争をしなければならなくなってしまいます。また、量を獲ることに主眼がおかれるため、商品価値の低い、小さな魚も獲られてしまうことから、魚の資源保護という観点からも問題があります。他方で、I Q方式では、自分が獲ることが出来る魚の量が決まっていることから、早獲りをする必要がなくなり、早獲りに勝つための設備投資は不要になります。また、漁師は、自分が獲ることが出来る魚の量が決められているので、利益を上げるためには商品価値の高い、大きな魚を獲ることが重要になります。このためまだ未成熟な小さな魚は獲られにくくなり、資源保護の点からの有効であると言われています。

日本においては、古くから漁業が盛んであったことから、漁業者が共同で漁場を管理し、利用してきた歴史があります。このような歴史的背景もあり、また、I Q方式は国による管理が大変であり、コストもかかるということもあってオリンピック方式が採用されてきました。

- 4 魚食が日本の文化の一つだとすれば、我々の世代だけで魚を獲り尽くし、食べ尽くしてしまうのではなく、後の世代も、我々と同様、魚を当然のように食べることができる環境を守るべきです。しかしながら、現在のように日本の魚の国内生産量が戻らない、むしろ減り続けている状況からすれば、やはり、魚の資源保護の方法・在り方を変える必要がある時期になっているのではないかと思います。



ちょっと一休み

小学校高学年でも解くことのできる古くからの演算パズルをお楽しみください。

問題 各式の左辺の4つの数字の前後及び間に、演算記号+、-、×、÷及びかっこ（、）を入れて、計算結果が右辺の24となるようにしてください。

数字の順序は変えないでください。演算記号は数字の間に2つ入ることはありませんが、かっこの片方と一緒にすることはあります（同じ演算記号を異なる位置で2度使うことは構いません）。

$$\textcircled{1} \quad 10 \quad 10 \quad 4 \quad 4 \quad = 24$$

$$\textcircled{2} \quad 3 \quad 3 \quad 7 \quad 7 \quad = 24$$

$$\textcircled{3} \quad 4 \quad 4 \quad 7 \quad 7 \quad = 24$$

$$\textcircled{4} \quad 8 \quad 3 \quad 8 \quad 3 \quad = 24$$

（解答は9頁の末尾にあります。）

生産性向上に必要なものとは

弁護士 渡 邊 真 也

最近、日本は他国と比較して労働生産性が低いと指摘され、いかにして生産性を高めるか話題になっています。この生産性の問題は、組織の活性化という視点で以前から話題にされている分野です。停滞した組織を活性化するために賃金体系や人事制度の改革の必要性が主張され、以前には業績連動型の賃金が流行しました。人事制度も階層を少なくすることが推奨され、実際に職制を減らしたり、専門職制度を設けるなどの改革を実施する企業も少なくありませんでした。

しかしながら、そのような改革が一定数の企業で実施されているにもかかわらず、依然として生産性が向上したという話は聞きません。組織の活性化と生産性の向上が必ずしもイコールではないとはいえ、賃金改革や人事制度改革の実施が必ずしも生産性向上には結びついていない現状を直視する必要があると思われます。

確かに、そのような現実を直視しているからか、書店などでは組織活性化のためのノウハウなどを謳った新刊書籍が並んでいます。「業績向上のためには〇〇をすれば大丈夫」などのような人事担当者や経営者の悩みを救済してくれそうな魅力的なタイトルが並んでいます。

ただ、果たして賃金体系や人事制度を変えるだけで、組織が活性化し、生産性も向上するのでしょうか。これらの問題意識は、古くはテイラーの科学的管理法（1911）に遡ります。これは工場における作業効率を向上させるため、効率的な動作を標準化し、賃金も出来高払いなどインセンティブを設定することで生産性向上を図るというものでした。現在の視点からしても合理的なものと映りますし、テイラー自身も労使双方の幸福を目的にしていたのですが、人間を機械的に扱うなどの意図に反した多くの批判を受けてしまいました。その後、1920年代から30年代にかけてメイヨー、レスリズバーガーらが実施したホーソン工場での実験（1924～1932）では、客観的な職場環境をどのように設定しても生産性に影響はなく、それよりも職場の人間関係などが生産性に大きく影響するとの実験結果が導かれました。

これらは、いずれも1900年代初期から中期にかけての実験です。現在は、これらの研究をもとにして生産性向上のための研究はかなり進んでいますし、様々なノウハウ本が出回っています。しかし、現実には上記のとおり少なくとも日本の場合は必ずしも生産性向上には繋がっていません。

上記の実験から分かるのは、人間は複雑な感情をもった存在であり、感情は意識的にも無意識的にも私たちの行動に大きく影響しているということです。働く目的は、生活のためだけでなく、様々な社会的欲求を満たすことにもあると思われます。やはり自分が職場で必要とされている実感があれば辛い仕事も多少なりとも前向きに取り組むことができるでしょうし、職場の人間関係が良好であれば仕事への意欲も増すと思われます。つまり、良好な職場環境を作り出すことが最も端的に生産性を向上させることができるのではないのでしょうか。

そのためには、例えば、上司が部下に対して労りの言葉を掛けたり、部下は上司の苦しい立場を理解しようとする姿勢を示すなどのほか、同僚への挨拶や相手を尊重する姿勢を示すところから始めてみるのはいかがでしょうか。

賃金体系や人事制度を変革することとときとして必要なこともあるでしょうから、それ自体を否定するつもりはありません。ただ、意外に簡単などころから生産性向上を図ることもできるのではないかと思います。

人工知能の進歩に思う

弁護士 鈴木 亮 平

近年、人工知能が目覚ましい進歩を遂げています。人工知能というのは、ごく大雑把に言えば、莫大な情報データを基に、情報から将来使えそうな知識を見つけ出す学習能力と、情報と知識を基に新しい結論を得る推論能力を備えたコンピューターシステムです。

その極めて小規模なものはすでに私たちの身近な商品にも組み込まれるようになってきており、私たちの日常生活に浸透し始めています。このような人工知能は、日常生活において、私たちに様々な情報を与えてくれますが、もちろん、日常生活以外の様々な場面でも活躍し始めています。

その場面の1つとして、最近では、棋界において、プロ棋士と人工知能との対局が話題を集めました。チェスの世界では1996年ころからコンピューターが世界チャンピオンと対等に戦えるようになっていましたが、このころのコンピューターはまだ人工知能ではないプログラミングによるアプリケーションでした。これに対して、将棋や囲碁は、その複雑さから、まだ数十年は人間のほうが強いと言われていましたが、対戦の結果はプロ棋士の惨敗でした。将棋や囲碁のジャンルでは人工知能の学習と推論の機能が人間に優るようになったといえそうです。

棋界のみならず、人工知能は、法律の分野でも徐々に浸透しつつあります。

海外では、すでに法律事務所に人工知能を用いているところがあると聞いています。まだ、現時点では、弁護士の業務をサポートする形で限定的な範囲で用いられており、例えば、契約書チェックなどの比較的単純な作業のみを行っているそうですが、その処理速度は人間を遙かに凌駕するそうです。法律判断にはその基礎とすべき要素が多様であるだけに容易に人工知能が取って代わることができるとは思われませんが、しかしそれも時間の問題かもしれません。

話は変わりますが、今後人工知能が私たちの日常生活に広く行きわたるようになれば、紛争の態様が変化するだろうと思われます。例えば、交通事故の案件についていえば、現在では自動車を運転する人間の過失を原因として発生するものがほとんどですが、人工知能を搭載した自動車によって完全自動運転が実現されると、人間の過失についてではなく、人工知能を開発したメーカーの責任を追及していく事件がほとんどになるかもしれません。これまでも極めてまれに自動車の欠陥が争われることはありましたが、それとは異なる紛争になるような気がします。自動車に限らず、いわゆる事故といわれるもののほとんどが人工知能の判断などが原因で発生するような時代になるかもしれません。

今後、人工知能の進化が社会にどのような変化を生じさせるのか、そしてそれが「弁護士」という職業にどのような影響を与えるのかは正直全然分かりません。ただ、時代の流れの変化が激しい現代において、その流れに取り残されないよう、その変化に柔軟に対応していけるのは、現在の若手と呼ばれる弁護士であると思いますので、私も若手の一人として、これからも日々研鑽を積み、弁護士として成長していきたいと思っています。

【ちょっと一休みの解答】

① $(10 \times 10 - 4) \div 4$ ② $(3 + 3 \div 7) \times 7$ ③ $(4 - 4 \div 7) \times 7$ ④ $8 \div (3 - 8 \div 3)$

易しいマジックアラカルト11

食べ物さがし

弁護士・弁理士 相 羽 洋 一
(名古屋アマチュア・マジシャンズ・クラブ会長)

前は、初歩的なトランプマジックのご紹介でしたが、うまく演じることができたでしょうか？ 今回は、元に戻って、誰もがお楽しみ戴ける簡単なトリックをご紹介します。原案はインターネットで見付けましたが (<http://www1.nisiq.net/~t-takaya/Htanosimi/rika.html>)、そのアイデアを発展させて、子どもにも分かりやすいよう、題材を食べ物に変え、表示をカタカナにし、表を6×6の36マスと大きくしてみました。そのため配置もかなり変更しています。コピーをしてご利用ください。

次の表は食べ物を3つの種類に分けてバラバラに並べたものです。魚（青色）とお菓子（黄色）と果物（赤色）です。では、以下の指示に従って表の食べ物を指で指しながら移動させてください。

モモ	サワラ	ブドウ	ダンゴ	カキ	アユ
イワシ	ミカン	サンマ	バナナ	ラスク	サバ
ゼリー	ブリ	アメ	サケ	グミ	ナシ
タイ	オカキ	プリン	モナカ	アジ	イチゴ
チョコ	ガム	レモン	マグロ	リンゴ	ケーキ
パフェ	メロン	カツオ	スイカ	ヒラメ	ザクロ

- ①どこでも好きな魚（青色）の上に指を置いてください。
- ②そこから指をタテ方向（上↑か下↓）に動かして一番近いお菓子（黄色）に移動してください。となりとは限りません。同じ近さのときはどちらか一方を選んでください。
- ③次に、指をヨコ方向（左←か右→）に動かして一番近い果物（赤色）に移動してください。となりとは限りません。同じ近さのときはどちらか一方を選んでください。
- ④最後に指を下方向↓か右方向→に動かして一番近いお菓子（黄色）に移動して下さい。となりとは限りません。同じ近さのときはどちらか一方を選んでください。
- ⑤今指の置かれているところのお菓子を覚えてください。
- ⑥指があるのはケーキですね。